

「第2次八王子市耐震改修促進計画（素案）」についての意見募集の結果

いただいたご意見の要旨と、これに対する市の考え方を公表します。

なお、とりまとめの都合上、頂いたご意見は趣旨を損なわないよう要約や一部追記を行っていますのでご了承ください。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成29年1月6日(月)～平成29年2月6日(金)
- (2) 提出方法 持参、郵送、FAX、Eメール

2. 意見集計結果

- (1) 意見提出者数 3
- (2) 意見件数 10
- (3) 提出方法内訳

持参	郵送	FAX	Eメール
1	0	0	2

3. 意見の内訳

1	住宅の耐震化について	9件
2	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化について	1件

4. 意見の要旨と市の考え方

1. 住宅の耐震化について		
No.	意見の要旨	市の考え方
①	<p>自宅が耐震化が必要か否かがわかりません。例えば、何年に建てたものは大丈夫というようなことは出来ませんか。ある程度自己判断できる目安があると安心します。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「第1章3(1)災害に強いまちづくりの実現」に、一般的に昭和56年5月以前の建築物については、耐震性が不足しているとされていることを明記しました。</p>
②	<p>時々、自宅にチラシが入る時があります。民間業者でしかも耐震等の診断は無料とっていますが、耐震診断が無料というのは少し疑わざるを得ません。耐震診断の結果、この家は耐震化工事が必要で、その工事を自分たちの会社等に請け負わせてくれ、と強引に言うのではないかと心配です。</p> <p>八王子市が公式に耐震診断の判定をしていただければありがたいです。</p>	<p>本市では、八王子市木造住宅耐震診断補助金交付要綱により、一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部を耐震診断の診断機関として指定しています。</p> <p>また、「第3章1(3)住宅」に示すとおり、住宅の耐震化に係る施策として、アドバイザー派遣を行っており、所有者の方に安心して耐震化に取り組んでいただけるよう、相談への対応や助言を行っております。</p>

③	<p>件数を把握していて、広報・回覧・ダイレクトメールで、耐震化されないのは、改修に伴う補助金金額（全体改修・簡易改修）が少ないからだと思います。</p> <p>耐震改修について、耐震改修設計費の補助が、木造住宅について設定されていませんので、耐震改修設計費を含んで工事費を段階的に増額して来てはいますが、居住環境整備費の一覧表に記載がありません。一覧表への追加表示をお願いします。</p> <p>含む表現が出来ない場合、沿道建築物など監理費は、工事補助金へ含まれてますので、耐震改修設計費を別枠を設けて頂いた方が解りやすいと思います。</p>	<p>現在、本市では、木造住宅の耐震化において、補強設計は補助金の対象となっておりません。</p> <p>助成制度につきましては、「第3章1（3）住宅」に示したとおり、より使いやすい制度への見直しを行っていきます。</p>
④	<p>木造住宅の耐震診断を市（建築指導課）が無償で行うならば、（目標達成が）可能かと思えます。</p> <p>年代的に居住者が高齢年金生活者が多いので、戸数の増は、負担金額と連動すると思えます。</p> <p>補助金で行う場合 全額補助か2／3補助（14万／21万）補助金の増額が必要だと思います</p>	<p>建築物の耐震化は、その所有者によって行われることを基本としていることから、耐震診断を本市が無償で行うことは考えておりませんが、助成制度につきましては、「第3章1（3）住宅」に示したとおり、より使いやすい制度への見直しを行っていきます。</p>
⑤	<p>戸建て住宅でも、住居地域内で建てられている店舗（50㎡以内全体の1／2以下）の兼用住宅も分母に入っているなら補助金の対象枠の拡大が必要です。</p> <p>新築時店舗兼用住宅でも、代替わりして、応接間の改造されている場合など現在専用住宅となっている物件もありますので、対象戸数に入っていない場合 一番危険な大開口の多い店舗兼用住宅のアドバイザー派遣だけじゃ無く耐震診断・耐震改修への補助金を専用住宅なみでなくても、補助金（最低1／3補助など）対象物件への追加が必要だと思います。</p> <p>又、居住所有の要件で、親が息子娘へ居住させて、親が別戸新築へ住んでいるケースもあります。</p> <p>親子関係が明確で、貸家にしていない物件も対象にする事をお願いします。</p>	<p>「第3章1（3）住宅」に示すとおり、併用住宅についても、耐震に関する支援策を講じることとしており、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の助成対象としていきます。</p> <p>また、助成制度につきましては、より使いやすい制度への見直しを行っていきます。</p>

⑥	戸建て住宅：耐震改修工事を行う場合、設計及び工事監理が必要で、その費用に対し補助制度がありません。設計審査や現場監理・工事完了報告書類作成の業務に対し補助制度があると、お客様の理解が得やすくなります。是非お願いいたします。	助成制度につきましては、「第3章1（3）住宅」に示したとおり、より使いやすい制度への見直しを行います。
⑦	昭和56年以降の増築建築物のほとんどが、建築確認申請に基づく工事が施工されていない現状があります。つまり増築建築物は旧耐震強度と変わらない状況です、補強工事補助金の再検討をお願いします。	補助制度は、当該建築物が、建築基準法その他関係法令に適合していることが前提となっています。このため、昭和56年以降に建築したにもかかわらず、新耐震基準に適合していない建築物については、補助金の対象とはなりません。
⑧	共同住宅・店舗併用住宅：耐震診断・耐震改修の補助金制度をお願いします。戸建て住宅と同様に高齢化と年金暮らしが増加の為。	共同住宅のうち賃貸住宅については、営利を目的とした建築物であることから、補助金の対象とはしていません。ただし、「第3章1（3）住宅」に示すとおり、住宅の確保に配慮を要する方に賃貸する場合は、耐震改修工事に要する費用を補助しています。 また、同じく「第3章1（3）住宅」に示すとおり、併用住宅についても、耐震に関する支援策を講じることとしており、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の助成対象としていきます。
⑨	分譲マンション：耐震改修補助率の向上と工事監理補助制度の作成をお願いします。	補助制度は、国や東京都の支援策を活用していることから、これらの動向を注視しながら、補助率等の内容を検討してまいります。また、工事監理の費用は、耐震改修に要する費用に含めることが可能です。
2. 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化について		
No.	意見の要旨	市の考え方
①	緊急輸送道路沿道耐震：工事監理の補助金がつきません、施工時の工事対応の為にも工事監理は必要です。工事監理に補助金をお願いします。	工事監理の費用は、耐震改修に要する費用に含めることが可能です。